

名取市

医療的ケア児支援事業利用 ガイドライン

令和 4年 10月

名取市健康福祉部社会福祉課

1 事業概要

名取市医療的ケア児支援事業は、医療的ケア児及びその家族が地域において安心して暮らせるように、関係機関が密接に連携して、必要な支援の提供が可能となる体制を整備するものである。

2 事業内容

この事業は、看護職員が配置されていない児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所（以下「障害児通所支援事業所」という。）において、連携している訪問看護事業所から派遣される看護職員の派遣を受けることにより主治医の指示に基づいた方法で医療的ケアを提供し、保護者の負担軽減を図る。

3 医療的ケア

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、経管栄養、インスリン注射その他の医療行為をいう。

4 対象者

市内に居住地（居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、現在地）を有する医療的ケア児とする。

5 事業者登録及び委託契約について

- (1) この事業を行おうとする障害児通所支援事業所を運営する事業者（以下「障害児通所支援事業者」という。）は、名取市地域生活支援事業登録申請書を市長に提出しなければならない。
- (2) 障害児通所支援事業者は、訪問看護事業所を運営する事業者（以下「訪問看護事業者」という。）と連携し、当該訪問看護事業所の看護職員の派遣について契約を締結するものとする。

6 利用の申請

- (1) この事業のサービスの提供を受けようとする者は、名取市医療的ケア児支援事業利用申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - ア 対象者の主治医が作成した訪問看護指示書（写し）
 - イ 利用児童の保護者が作成した児童状況書
 - ウ その他市長が必要と認める書類
- (2) この事業のサービスの提供を受けようとする者は、障害児通所支援事業者に受給者証を提示し、利用の契約をするものとする。

7 経費の請求及び支払

- (1) 障害児通所支援事業所が訪問看護事業所からの看護職員の派遣受入れに係る経費は、障害児通所支援事業者の請求に基づき、市の負担とする。
- (2) 対象経費は、訪問看護事業者が定める保険適用外サービス料金に交通費を加えた額から、医療連携体制加算の額を差し引いた額とする。
- (3) 障害児通所支援事業者は、利用があった月の翌月20日までに、実績報告書及び請求書を市長に提出するものとする。

8 費用負担

利用者の負担額は、無料とする。ただし、サービス提供に当たり必要となる消耗品等に係る費用は、利用者が負担するものとする。

9 留意事項

- (1) 障害児通所支援事業者は、訪問看護事業者と連携し、医療的ケア児に対して医療的ケアを提供する体制を整備すること。
- (2) 障害児通所支援事業所は、医療連携体制加算（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表第1及び別表第3に規定する医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）をいう。以下同じ。）の算定要件を満たし、当該加算を算定すること。

10 Q&A

別紙のとおり

【Q&A】

Q 1 訪問看護の利用回数の制限は。

A 医療的ケア児 1 人当たり、1 日 4 回の利用を上限とする。

Q 2 訪問看護 1 回当たりのサービス提供時間の制限は。

A 1 回当たりのサービス提供時間の制限はないが、「利用者に医療的ケアを提供するために必要な時間（見守りを含む。）」が訪問時間となる。

Q 3 看護職員の移動時間は、サービス提供時間として認められるか。

A 認められない。

Q 5 送迎への対応については、サービス提供時間として認められるか。

A 支援の一環となる部分については、訪問時間に含めるものとする。なお、この場合における医療連携体制加算の算定に当たっては、「事業所にいない時間は看護師の滞在時間として含まない」ことから、送迎等のサービス提供時間外は加算算定の対象時間とならないため算定する加算の区分に注意すること。

Q 6 事業所から体育館等への活動場所への移動は、サービス提供時間として認められるか。

A 通常の支援活動の範囲内であれば、訪問時間（補助対象）に含む。

Q 7 障害児通所支援事業所 1 か所で複数の医療的ケア児を受け入れる場合、看護職員の派遣人数の考え方は。

A 医療連携体制加算（医療機関等との連携により看護職員が訪問する場合で、看護職員が医療行為を伴う看護を実施した場合）は、「看護職員 1 人が看護することが可能な障害児数」により区分されていることから、基本的には 1 人と考える。ただし、医療的ケア児の状態によって看護職員 2 人以上での対応が必要となる場合には、複数の看護職員の訪問を可能とする。この場合の補助対象は、

「保険適用外訪問看護サービス料金（必要な看護職員分）－医療連携体制加算（看護職員の数に寄らず対応時間と医療的ケア児の状態により算定）＋交通費」

となる。

Q 8 同じ障害児通所支援事業所に複数の訪問看護事業所が入ることは可能か。

A お見込みのとおり。

Q 9 散歩、遠足等の外出を伴う活動に付き添うことは可能か。

A 障害児通所支援事業所の活動の範囲内で行われるものは補助対象（訪問時間）とする。ただし、外出等に伴い発生する看護職員の経費（事業所から外出先までの交通費等）については対象としない。

なお、保護者の同行が必要な行事等については、保護者による医療的ケアの実施が可能であることから、本事業の対象とはならない。

Q10 訪問看護事業所と名取市の関係は。

A 名取市と障害児通所支援事業者、障害児通所支援事業者と訪問看護事業者のそれぞれ二者間の契約となるため、訪問看護事業所と名取市は間接的な関係にとどまるが、実務上は三者が緊密に連携して対応に当たるべきであるので留意されたい。

Q11 訪問看護指示書の費用は利用者の負担か。

A お見込みのとおり。

Q12 医療的ケア児は体調の変動が大きいことなどから、頻回にキャンセルの発生が予想されるが、キャンセル料の取扱はいかに。

A 訪問看護事業所においてどの時点からキャンセル料が発生するかによるが、訪問看護事業所に支払う必要のある経費は補助対象とする。この場合において、補助対象となるのは、障害児通所支援事業所において「欠席時対応加算」の算定が可能な状況（利用者の急病等によるもので、事業所が必要な調整を行ったもの）を基本とすること。

また、このような状況が頻回となる場合は、利用計画を適宜見直し、キャンセルの発生を防ぐよう努めること。

Q13 事業所を訪問したが結果的に医療的ケアを行う必要がなかった場合は、費用の請求は可能か。

A A12に同じ。医療連携体制加算については、適切な区分により請求すること。

Q14 サービス提供中の事故等は、障害児通所支援事業者、訪問看護事業者、どちらの責任において対応すべきか。

A ケースバイケースであり状況に応じて判断されるべきであるが、事故等が発生した場合の基本的な取り決め（対応、保険等）については、本事業に関わらず、事前に定めるべきであること。

なお、利用者の安全確保、損害賠償、行政への報告も含めて、遅滞なく適切に対応することは言うまでもない。

【利用の流れ】

